

費用の取扱いについては局長が別に定めるものとし、受託者は、第五条の規定により交付された資金からこれらの費用を支払ってはならない。

(清算手続)

第八条 政令第二十条の十一第二項の規定に基づき、受託者は、第五条第一項及び第二項の規定により交付された資金について、支出事務の終了後、月ごとに交付金清算書を作成し、翌月一日から十日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項に定める東京都の休日を除く。）に局長に提出しなければならない。

2 交付金清算書には、第六条第二項に規定する領収書又は同項ただし書に規定する支払を証明する書類を添付するものとし、交付金清算書を提出するときは、同時に支出の内容及び経過を明らかにした関係書類を局長に送付するものとする。

3 交付された資金の清算残金は、清算と同時に返納し、領収書に関係書類に添付しておかなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第五条第二項の規定により交付された資金の清算残金については、同一年度内において、次回に繰り越すことができる。

(清算の更正又は返納)

第九条 局長は、交付した資金の用途がその交付の目的と相違すると認めるときは、清算の更正又は返納を受託者に命ずることができる。

(検査)

第十条 局長は、政令第二十一条の十一第三項の規定に基づき、委託した支出事務に関する帳簿、書類その他の物

件を検査することができる。

(様式)

第十一条 この規程の施行について必要な様式は、別に定めるものを除くほか、別記のとおりとする。

(補則)

第十二条 この規定に定めるもののほか、支出事務の委託について必要な事項は局長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

第3号様式 (第8条関係)

還付用交付金受渡兼清算書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

件名

根拠となる決定 月 日付 号

交付金額			円
交付金額内訳	事前交付	円	
	窓口現場	円	
	現金書留	円	

使用金額			円
使用金額内訳 (還付支払)	窓口現場	円	
	現金書留	円	

繰越金額			円
------	--	--	---

上記のとおり清算します。

年 月 日

東京都水道局長 殿

交付受者氏名

印

発行元

発行元

部長

統括

担当

(日本工業規格A列4番)

告示(水)

●東京都水道局告示第七号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部を次のように改正し、平成二十六年六月一日から施行する。

平成二十六年五月三十日

東京都水道局長 吉田 永

表中東京都水道局杉並営業所の項所管区域の欄中「杉並区」の下に「及び中野区」を加え、東京都水道局中野営業所の項を削る。

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年五月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年五月三十日

<p>一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター マロニエコート</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 舛 添 要 一 株式会社高島屋日本橋店 中央区日本橋二丁目四番一号 三 設置者名 株式会社高島屋 四 設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一 番五号 五 変更前の設置者の 代表者名 鈴木 弘治 六 変更後の設置者の 代表者名 木本 茂 七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社高島屋 八 変更前の小売業者 の代表者名 鈴木 弘治 九 変更後の小売業者 の代表者名 木本 茂 十 変更日 平成二十六年二月一日 十一 届出日 平成二十六年四月八日 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号) 十三 縦覧期間 平成二十六年五月三十日から同年 九月三十日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
<p>一六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>二 店舗所在地 世田谷区玉川二丁目千五百八番地 一ほか 三 設置者名 東神開発株式会社 四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号 五 変更前の設置者の 代表者名 國原 浩 六 変更後の設置者の 代表者名 松本 靖彦 七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 ギャップジャパン株式会社ほか一 名 八 変更前の小売業者 の住所 豊島区東池袋三丁目一番一号(株 式会社良品計画) 九 変更後の小売業者 の住所 豊島区東池袋四丁目二十六番三号 (株式会社良品計画) 十 変更前の小売業者 の代表者名 ジョン アーマテインガー(ギャ ップジャパン株式会社)ほか 十一 変更後の小売業 者の代表者名 ロバート フランク(ギャップジ ヤパン株式会社)ほか 十二 変更日 平成二十六年二月一日ほか 十三 届出日 平成二十六年五月九日 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号) 十五 縦覧期間 平成二十六年五月三十日から同年 九月三十日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。 一六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 テックランド江東新砂店 二 店舗所在地 江東区新砂三丁目一番一号 三 設置者名 阿部 信子 四 意見 ア 聴取者 江東区長</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年五月三十日 東京都知事 舛 添 要 一 一 店舗名 阪急大井町ガーデン 二 店舗所在地 品川区大井一丁目五十番五号 三 設置者名 株式会社大井開発 四 意見 ア 聴取者 品川区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 平成二十六年四月二十三日 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 六 縦覧期間 平成二十六年五月三十日から同年六月三 十日まで。ただし、東京都の休日に関す る条例(平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

四	意見	
三	設置者名	村野 啓明
二	店舗所在地	東久留米市滝山四丁目十三番二号
一	店舗名	村野ビル
七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。
六	縦覧期間	平成二十六年五月三十日から同年六月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
五	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
四	設置者名	合同会社西友
三	設置者名	東久留米市上の原二丁目四番二十七号
二	店舗所在地	西友東久留米店
一	店舗名	
イ	概要	意見なし
ア	聴取者	東久留米市長
ウ	収受日	平成二十六年五月九日
エ	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
オ	縦覧期間	平成二十六年五月三十日から同年六月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
カ	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。

ア	聴取者	東久留米市長
イ	概要	意見なし
ウ	収受日	平成二十六年五月九日
エ	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
オ	縦覧期間	平成二十六年五月三十日から同年六月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
カ	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。
キ	肥料検査成績の公表について	肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料検査の結果を次のとおり公表する。 平成二十六年五月三十日 東京都知事 外 添 要 一

平成26年4月分

普通肥料の指定名	生産(輸入又は販売)届出業者	届出名(商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
有機質肥料	東京レンダリング協同組合	19.0蒸製骨粉	6.4	18.7	--	--	--	--	--	--	現物中
有機質肥料	大島油脂(株)	蒸製干骨	4.6	22.6	--	--	--	--	--	--	現物中
有機質肥料	(資)徳岡商会	24.0蒸製骨粉第5号	3.0	24.5	--	--	--	--	--	--	現物中

(注)1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
TN-窒素全量、TP-りん酸全量

放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12第1項の規定に基づき平成24年1月16日付けで公告した次の放置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。
 平成 26年 5月 30日

警視庁丸の内警察署長
 警視正 根本 幸 男

記

- 1 変更の届出があった放置車両確認機関
 テイクイ株式会社
- 2 変更に係る事項
 主たる事務所の所在地
 旧 新宿区新宿五丁目 17番 17号
 新 新宿区歌舞伎町一丁目 1番 16号
 変更年月日
 平成 25年 5月 29日

放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12第1項の規定に基づき平成24年1月16日付けで公告した次の放置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。
 平成 26年 5月 30日

警視庁万世橋警察署長
 警視 園 田 清

記

- 1 変更の届出があった放置車両確認機関
 テイクイ株式会社
- 2 変更に係る事項
 主たる事務所の所在地
 旧 新宿区新宿五丁目 17番 17号
 新 新宿区歌舞伎町一丁目 1番 16号

- 3 変更年月日
 平成 25年 5月 29日

放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12第1項の規定に基づき平成24年1月16日付けで公告した次の放置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。
 平成 26年 5月 30日

警視庁品川警察署長
 警視 中 田 英 雄

記

- 1 変更の届出があった放置車両確認機関
 テイクイ株式会社
- 2 変更に係る事項
 主たる事務所の所在地
 旧 新宿区新宿五丁目 17番 17号
 新 新宿区歌舞伎町一丁目 1番 16号
 変更年月日
 平成 25年 5月 29日

放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12第1項の規定に基づき平成24年1月16日付けで公告した次の放置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。
 平成 26年 5月 30日

警視庁大井警察署長
 警視 相 川 和 弘

記

- 1 変更の届出があった放置車両確認機関
 テイクイ株式会社

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

旧 新宿区新宿五丁目 17 番 17 号

新 新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 16 号

3 変更年月日

平成 25 年 5 月 29 日

放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき平成 24 年 1 月 16 日付けで公告した次の放置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 30 日

警視庁大崎警察署長

警視 笹 田 正 裕

記

1 変更の届出があった放置車両確認機関

テイクイ株式会社

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

旧 新宿区新宿五丁目 17 番 17 号

新 新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 16 号

3 変更年月日

平成 25 年 5 月 29 日

放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき平成 24 年 1 月 16 日付けで公告した次の放置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 30 日

警視庁荏原警察署長

警視 清 水 和 俊

記

1 変更の届出があった放置車両確認機関

テイクイ株式会社

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

旧 新宿区新宿五丁目 17 番 17 号

新 新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 16 号

3 変更年月日

平成 25 年 5 月 29 日

放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき平成 24 年 1 月 16 日付けで公告した次の放置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 30 日

警視庁新宿警察署長

警視 正 古 澤 宣 孝

記

1 変更の届出があった放置車両確認機関

テイクイ株式会社

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

旧 新宿区新宿五丁目 17 番 17 号

新 新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 16 号

3 変更年月日

平成 25 年 5 月 29 日

放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき平成 24 年 1 月 16 日付けで公告した次の

置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 30 日

警視庁戸塚警察署長

警視 村 中 孝 雄

記

1 変更の届出があつた置車両確認機関

テイクイ株式会社

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

旧 新宿区新宿五丁目 17 番 17 号

新 新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 16 号

3 変更年月日

平成 25 年 5 月 29 日

置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき平成 24 年 1 月 16 日付で公告した次の置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 30 日

警視庁上野警察署長

警視 正 爪 坂 万

記

1 変更の届出があつた置車両確認機関

テイクイ株式会社

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

旧 新宿区新宿五丁目 17 番 17 号

新 新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 16 号

3 変更年月日

平成 25 年 5 月 29 日

置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき平成 24 年 1 月 16 日付で公告した次の置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 30 日

警視庁下谷警察署長

警視 辻 一 男

記

1 変更の届出があつた置車両確認機関

テイクイ株式会社

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

旧 新宿区新宿五丁目 17 番 17 号

新 新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 16 号

3 変更年月日

平成 25 年 5 月 29 日

置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更について

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき平成 24 年 1 月 16 日付で公告した次の置車両確認機関から、主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 30 日

警視庁浅草警察署長

警視 正 伊 見 安 正

記

1 変更の届出があつた置車両確認機関

テイクイ株式会社

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

旧 新宿区新宿五丁目 17 番 17 号

新 新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 16 号